

平成22年第1回安堵町議会臨時会会議録

日時 平成22年5月11日(火) 午前10時

場所 安堵町役場 議場

1 応招議員 11名

1 番	安井 修	2 番	山岡 敏
3 番	岡田 裕明	4 番	森田 瞳
5 番	吉田 忠世	6 番	松田 和代
7 番	松本 正弘	8 番	溝脇 久利
9 番	田中 幹男	10 番	欠 員
11 番	吉田 宏至	12 番	溝本 隆

2 出席議員 11名

3 欠席議員 なし

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	島田 悠紀夫		
教育長	中川 克己		
理 事	北田 秀章	理 事	吉岡 勉
理 事	山崎 文生		
総務課長	中野 彰宏	税務課長	喜多 君美代
住民課長	堀口 善友	産業課長	寺前 高見
人権同和対策課長補佐	大星 義博	建設課長	古川 秀彦
水道課長	北門 康幸		

5 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	近藤 善敬	書 記	吉川 明宏
--------	-------	-----	-------

6 会議事件は次のとおりである。

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 1 号：専決処分の承認を求めることについて
(安堵町税条例の一部を改正する条例について)
- 日程第 4 報告第 2 号：専決処分の承認を求めることについて
(安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)
- 日程第 5 報告第 3 号：専決処分の承認を求めることについて
(平成 21 年度安堵町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算
(補正第 2 号)について)
- 日程第 6 議案第 1 号：安堵町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 2 号：平成 22 年度安堵町一般会計補正予算(補正第 1 号)について
- 日程第 8 議案第 3 号：平成 22 年度安堵町下水道事業特別会計補正予算(補正第 1 号)に
ついて
- 日程第 9 議案第 4 号：平成 22 年度安堵町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算
(補正第 1 号)について
- 日程第 10 議案第 5 号：平成 22 年度安堵町介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)補
正予算(補正第 1 号)について

開 会 午前10時

議長（吉田宏至） おはようございます。

お忙しい時節柄、御苦労さまでございます。

只今の出席議員11名です。

定足数に達していますので、平成22年第1回安堵町議会臨時会を開会します。

議長（吉田宏至） 直ちに本日の会議を開きます。

議長（吉田宏至） 島田町長より、招集の挨拶をお受けいたします。

町長（島田悠紀夫） おはようございます。

第1回臨時議会を招集いたしましたところ御出席賜りましてありがとうございます。

本日提案させていただいております案件は、専決処分報告案件が3件、そのうち条例改正案件が2件、補正予算案件が1件の計3件でございます。また、議案といたしましては、条例改正案件が1件、補正予算案件が4件の合計8件でございます。大略御説明いたしまして皆様方の御審議をお願いし、御承認、御可決賜りますようお願い申し上げます。

まず1番目、報告第1号：安堵町税条例の一部を改正する条例についての専決処分書でございます。地方税法の一部を改正する法律が本年3月31日に公布され、4月1日から施行されるため、安堵町税条例の一部を改正するもので、22年度賦課等に影響するためこれを専決処分とさせていただきます。改正内容につきましては、個人住民税において65歳未満の給与所得者で公的年金受給者の方で、公的年金等に係る所得割額を給与所得に係る所得割額及び均等割額に合算して給与から差し引く特別徴収ができる規定を設けられました。次に特別土地保有税についてであります。当町におきましては該当は致しませんが、農業協同組合等が現物出資により設立された株式会社又は、合同会社が当該現物出資に伴い取得する土地に係る特別土地保有税の非課税措置を廃止する等の改正を行うものでございます。

次に報告第2号：安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分でございます。これにつきましても地方税法等の一部を改正する法律が本年3月31日に公布され、4月1日から施行されるため、賦課等に影響いたしますので専決処分とさせていただきます。

した。

改正内容であります。国民健康保険税のうち基礎課税額の上限額を 47 万円から 50 万円に引き上げ、後期高齢者支援金等課税額の上限を 12 万円から 13 万円に引き上げ、これに介護給付金課税額上限 10 万円を含めた最高限度額が 69 万円から 4 万円引き上げられ、73 万円に改正するものであります。また、非自発的失業者、倒産による離職者及びリストラによる辞職者等でございますが、これに対する前年度所得額を 100 分の 30 とみなす軽減措置が講じられた改正でございます。

次に報告第 3 号：平成 21 年度安堵町介護保険特別会計保険事業勘定補正予算について専決処分の承認を求めるものでございます。

今回の補正につきましては、4 千円の増額補正でございます。補正内容であります。介護従事者処遇改善臨時特例基金におきまして、当初 7 千円の予算計上でありましたが、運用利益が 4 千円多く発生しましたのでこれを補正し、基金に積み立てるものでございます。なお、3 月 31 日でありましたので、専決処分とさせていただきます。

次に議案第 1 号：安堵町税条例の一部を改正する条例について。

この条例の一部改正につきましても、地方税法等の一部改正する法律が本年 3 月 31 日に公布されたことに伴い改正するものでございます。改正内容につきましては、一部の扶養控除の廃止に伴い、所得税法上、収集不要となる扶養親族に関する情報を個人住民税の非課税限度額制度に活用するため、情報収集の仕組みを維持できるよう改善されたものです。

次に個人株式市場への参加を促進するため、一定の非課税口座の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置を講ずる改正がされたこと、また、たばこ税率が引き上げられた改正などが、主なものでございます。

議案第 2 号：平成 22 年度安堵町一般会計補正予算についてであります。今回の補正につきましては、446 万 1 千円の減額補正でございます。補正内容でございますが、共済組合の掛金の率が当初予算編成後に率の引き上げが確定しましたので、これに係る増額補正。また、4 月の人事異動に伴う各科目での給与等人件費の減額補正。総務費において、町議会議員補欠選挙の執行経費でポスター掲示板の設置委託費の増額補正。また、衛生費においては身寄りの無い独居老人の死亡による行旅死亡人に係る葬祭等委託費として増額補正をいたしました。

次に、議案第 3 号：平成 22 年度安堵町下水道事業特別会計補正予算について、それから議案第 4 号：平成 22 年度安堵町介護保険特別会計保険事業勘定補正予算について、議案第 5 号：平成 22 年度安堵町介護保険特別会計サービス事業勘定補正予算について、この特別会計の補正につきましては、先程の一般会計補正予算と同様の理由で、共済組合の掛金の引き上げの確定、人事異動に伴う人件費等の増額補正でございます。補正額につきましては、下水道事業特別会計で 75 万 4 千円の増額補正、介護保険保険事業勘定特別会計で 3 万 5 千円の増額補正、同じく介護保険サービス事業勘定特別会計で 2 万 4 千円の増額補正でございます。

以上、大略説明いたしました。細部につきましてはその都度各担当課長より説明いたさせますので、よろしく御審議願ひまして、御承認御可決賜りますようお願い申し上げて挨拶いたします。

議長（吉田宏至） 本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

議長（吉田宏至） 日程第1：「会議録署名議員の指名」を行います。
今期臨時会の会議録署名議員は、会議規則第105条の規定により、
1番 安井 修議員と、2番 山岡 敏議員を指名します。

議長（吉田宏至） 日程第2：「会期の決定」を議題とします。
お諮りします。
本臨時会の会期は、先般の議会運営委員会において本日のみ 1日間と内定しておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田宏至） 異議なしと認めます。
本臨時会の会期は本日のみ 1日間とすることに決定しました。

議長（吉田宏至） 日程第3 報告第1号：「専決処分の承認を求めることについて（安堵町税条例の一部を改正する条例について）」を議題とします。
本案につき提案理由の説明を求めます。

5番（吉田忠世） 議長。

議長（吉田宏至） 吉田忠世議員。

5 番（吉田忠世） 5 番、吉田でございます。

今日、ここに理事者側のメンバー、相当変わっておられます。それらについて一言お話いただければ幸いです。

議長（吉田宏至） 本日初会議に。

町長（島田悠紀夫） 4 月 1 日現在で人事異動を行いました。それに伴いまして、本日出席している職員のメンバーも変わっておると思います。

まず私の後ろから言いますと、総務財政関係担当の北田。今まで課長を兼務しておったわけですが理事専門と、それと会計事務取扱ということでございます。

理事（北田秀章） よろしく申し上げます。

町長（島田悠紀夫） その横にいるのが、従来建設課長でございましたが、今度は建設関係事務の理事を担当することになった山崎でございます。

理事（山崎文生） よろしく申し上げます。

町長（島田悠紀夫） それから今まで住民課長でございました吉岡でございますが、今回福祉の全般運営の理事として、また福祉センターの事務所長を兼ねるということで、改正になった吉岡でございます。

理事（吉岡 勉） 吉岡です。どうぞよろしく申し上げます。

町長（島田悠紀夫） それから、前から総務課長に任命いたしました中野でございます。

総務課長（中野彰宏） この度、総務課長を仰せつかりました中野と言います。どうぞよろしく申し上げます。

町長（島田悠紀夫） 税務課長はみんな知ってもらってるよってに。

町長（島田悠紀夫） 住民課長になりました前の住民課の課長補佐 堀口。今度課長に昇格いたしました。

住民課長（堀口善友） 堀口でございます。よろしくお願いいたします。

町長（島田悠紀夫） 後から、建設課長で、在来建設のときは補佐でございました 古川が今度建設課長。

建設課長（古川秀彦） 古川です。よろしくお願いいたします。

町長（島田悠紀夫） 次同じやな。人権同和对策課長補佐 大星でございます。

人権同和对策課長補佐（大星義博） 大星です。よろしくお願いいたします。

町長（島田悠紀夫） 産業課長の。

産業課長（寺前高見） 寺前です。よろしくお願いいたします。

町長（島田悠紀夫） 水道課長の。

水道課長（北門康幸） 北門です。よろしくお願いいたします。

町長（島田悠紀夫） そういうことでございます。どうも遅くなって申し訳ありませんでした。先に説明しなけりゃいけないのに、申し訳ございません。

議長（吉田宏至） 以上、町長の方から御紹介いただきました。どうか議員の皆様におかれましては、よろしくお願いいたします。
それでは、元に戻ります。

議長（吉田宏至） 日程第3 報告第1号：「専決処分の承認を求めることについて（安堵町税条例の一部を改正する条例について）」を議題とします。
本案につき提案理由の説明を求めます。

税務課長（喜多君美代） はい、議長。

議長（吉田宏至） 喜多税務課長。

税務課長（喜多君美代） それでは報告第1号：安堵町税条例の一部を改正する条例の専決処分について説明させていただきます。

提案理由としまして、現下の社会経済状況を踏まえつつ、支え合う社会の実現に必要な

財源を確保し、我が国の構造変化に適応した税制を構築していく観点から所要の改正が行われました。改正内容としましては、個人住民税につきまして、公的年金からの特別徴収制度対象とならない 65 歳未満の公的年金等に係る所得を有する給与所得者については、特別徴収すべき給与所得に係る税額に、公的年金等に係る所得割額を加算して一括特別徴収できることとされました。法人住民税では、法人税法改正による規定の整備が行われました。特別土地保有税につきましては、非課税措置の見直しが実施されました。それでは本文の朗読は省略させていただき、新旧対照表により改正内容を説明させていただき提案内容とさせていただきます。

新旧対照表 1 ページから 2 ページお開きください。

第 44 条第 2 項から 4 項。平成 20 年度の税制改正において公的年金からの特別徴収制度が創設されましたが、65 歳未満の者はこれを普通徴収の方法によって徴収されることになり、新たな納税の手間が生じることとなったため、納税の便宜等を図る観点から従前の方法、給与からの特別徴収の方法により徴収できるよう所要の改正を行うこととされました。第 44 条第 5 項、6 項。4 項追加による項ずれによる規定の整備です。第 45 条第 1 項、同じく 4 項追加に伴う項ずれによる規定の整備です。

4 ページをお開きください。

附則第 15 条。農業協同組合等による赤字部門の子会社などの組織再編を推進するため、その現物出資により設立されました株式会社又は、合同会社が当該現物出資により取得する不動産については、その取得が平成 22 年 3 月 31 日までに行われたものに限り、一定の要件の下で非課税措置が講じられておりましたところであります。本特例については、適用要件が僅少であるということなどから廃止することとされました。附則第 15 条の 2。読替規定の削除に伴う項ずれによる規定の整備です。

以上、施行日は 22 年 4 月 1 日です。

それでは初めのページをお開きください。

報告第 1 号を朗読させていただきます。

報告第 1 号：専決処分の承認を求めることについて（安堵町税条例の一部を改正する条例について）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、安堵町税条例（昭和 29 年 5 月安堵村条例第 8 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

平成 22 年 5 月 11 日提出

安堵町長 島田悠紀夫

次のページをお開きください。

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、安堵町税条例（昭和 29 年 5 月安堵村条例第 8 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

平成 22 年 3 月 31 日専決

安堵町長 島田悠紀夫

以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（吉田宏至） これより質疑を行います。

議長（吉田宏至） 質疑はありませんか。

議長（吉田宏至） 質疑なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（吉田宏至） 討論なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより報告第 1 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案を承認することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至） 挙手全員です。

議長（吉田宏至） よって、報告第 1 号は承認することに決定しました。

議長（吉田宏至） 日程第 4 報告第 2 号：「専決処分の承認を求めることについて（安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）」を議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

住民課長（堀口善友） はい、議長。

議長（吉田宏至） 堀口住民課長。

住民課長（堀口善友） それでは説明に先立ちまして、少し時間を頂戴いたします。

先程、町長に御紹介いただきました私、堀口でございますが、この4月1日付けをもちまして、住民課の課長職を拝命いたしました。もとより未熟ではございますが、課員の協力を得て、住民課一丸となって職務に専念する所存でございます。議員各位におかれましても御指導、御鞭撻くださいますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、説明に入らせていただきます。

報告第2号：専決処分の承認を求めることについて（安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）説明させていただきます。

本改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）地方税法施行令及び国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成22年政令第45号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成22年総務省令第27号）が、平成22年3月31日に公布されましたことに伴い、本町の国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。また、この改正が平成22年4月1日以降の国民健康保険税の賦課処理に影響を及ぼすものでありますので、これを専決処分とさせていただきました。

主な改正内容といたしましては、国民健康保険税のうち基礎課税額の上限を「47万円」から「50万円」に。後期高齢者支援金等課税額の上限を「12万円」から「13万円」に引き上げるものでございます。これにより高額所得者の負担は増えますが、財源が確保され、結果として中低所得者の負担を維持するものでございます。次に非自発的離職者、つまり会社倒産やリストラ等、個人の意思に関係なく離職を余儀なくされた方の前年度の課税の基礎となる前年度所得を100分の30とみなす軽減措置を設けさせていただいております。他には法律改正等に伴う文言整備でございます。それでは新旧対照表により改正点を説明させていただきます。新旧対照表の1ページから2ページを御覧ください。第2条及び第23条でございますが、限度額の引き上げによります金額の改正でございます。それぞれ「47万円」が「50万円」に。「12万円」が「13万円」となっています。また、基礎控除額が「33万円」と明記されております。

続きまして2ページ下段から3ページを御覧ください。第23条の2でございますが、非自発的離職者に係ります前年度所得を100分の30とみなす読替規定でございます。

次に4ページ下段から5ページを御覧ください。第24条の3でございますが、非自発的離職者に係ります申告義務等の規定でございます。5ページ以下の附則部分の改正につきましては、法律等の改正に伴う文言整備でございます。なお、新旧対照表にはございませんが、この附則の部分第13項、第14項につきましては、平成22年6月1日施行となっておりますが、本来なら議事案件として御審議願うところですが、法律改正に伴う文言整備でございますので、合わせて専決処分とさせていただきました。御了承賜りますようお願い申し上げます。また、本条例改正による適用につきましては、平成22年度の課税分からの適用とさせていただきます。それでは議案書を朗読させていただきます。

報告第2号：専決処分の承認を求めることについて（安堵町国民健康保険税条例の一部を

改正する条例について)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、安堵町国民健康保険税条例（昭和 26 年 5 月安堵村条例第 5 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

平成 22 年 5 月 11 日提出

安堵町長 島田悠紀夫

続きまして、専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、安堵町国民健康保険税条例（昭和 26 年 5 月安堵村条例第 5 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

平成 22 年 3 月 31 日専決

安堵町長 島田悠紀夫

なお、改正条例の本文の朗読は新旧対照表で説明させていただきましたので、割愛させていただきます。以上でございます。

御承認のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（吉田宏至） これより質疑を行います。

議長（吉田宏至） 質疑はありませんか。

議長（吉田宏至） 質疑なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（吉田宏至） 討論なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより報告第 2 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案を承認することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至） 挙手全員です。

議長（吉田宏至） よって、報告第 2 号は承認することに決定しました。

議長（吉田宏至） 日程第5 報告第3号：「専決処分の承認を求めることについて（平成21年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第2号）について）」を議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

理事（吉岡 勉） はい、議長。

議長（吉田宏至） 吉岡理事。

理事（吉岡 勉） 報告第3号：専決処分の承認を求めることにつきまして、御説明させていただきます。

今回の補正につきましては、先程町長の方から決算年度処理で介護事業者処遇改善臨時特例基金におきまして、年度末4千円の運用利益が発生したということで、介護保険特別会計事業勘定の財産収入として繰り入れ、基金の積立金という積み立てをさせていただきます。これによりまして歳入歳出総額が5億813万8千円となる補正予算の専決処分をいたしましたので、本日議会に報告し、御承認を願うものでございます。お手元の資料の予算書7ページをお開き願いたいと思います。

歳出

基金積立金、項1. 基金積立金、目. 介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金

補正前の額7千円、補正が4千円ということで、計1万1千円の積み立てでございます。

前に戻りまして、6ページの方の歳入でございます。

款7. 財産収入、項1. 財産運用収入、目. 基金運用収入といたしまして、

補正前の額4万3千円、補正額4千円、計4万7千円の利子及び配当金の収入を積み立てるものでございます。

前に戻りまして、予算書の1ページをお開きください。

平成21年度安堵町介護保険特別会計補正予算（補正第2号）（保険事業勘定）でございます。

平成21年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億813万8千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成 22 年 3 月 31 日専決

生駒郡安堵町長 島田悠紀夫

次のページでございます。お開き願いたいと思います。

第一表 歳入歳出予算補正

歳入

款 7. 財産収入、項 1. 財産運用収入

補正前の額 4 万 3 千円、補正額 4 千円、計 4 万 7 千円。

歳入合計

補正前の額 5 億 813 万 4 千円、補正額 4 千円、計 5 億 813 万 8 千円。

次のページ 3 ページでございます。

歳出の部でございます。

款 3. 基金積立金、項 1. 基金積立金

補正前の額 595 万 9 千円、補正額 4 千円、計 596 万 3 千円。

歳出合計

補正前の額 5 億 813 万 4 千円、補正額 4 千円、計 5 億 813 万 8 千円ということになりました。

次のページ以降につきましては、省略させていただきまして、一番前のページ報告第 3 号を朗読させていただきます。

報告第 3 号：専決処分の承認を求めることについて（平成 21 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第 2 号）について）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、平成 21 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第 2 号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定に基づきこれを報告し、議会の承認を求めます。

平成 22 年 5 月 11 日提出

安堵町長 島田悠紀夫

次のページの専決処分書を朗読させていただきます。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、平成 21 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第 2 号）を別紙のとおり専決処分する。

平成 22 年 3 月 31 日専決

安堵町長 島田悠紀夫

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長（吉田宏至） これより質疑を行います。

議長（吉田宏至） 質疑はありませんか。

議長（吉田宏至） 質疑なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより討論を行います。
討論はありませんか。

議長（吉田宏至） 討論なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより報告第3号を採決します。
この採決は、挙手によって行います。
本案を承認することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至） 挙手多数です。

議長（吉田宏至） よって、報告第3号は承認することに決定しました。

議長（吉田宏至） 日程第6 議案第1号：「安堵町税条例の一部を改正する条例について」を
議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

税務課長（喜多君美代） はい、議長。

議長（吉田宏至） 喜多税務課長。

税務課長（喜多君美代） それでは議案第1号：安堵町税条例の一部を改正する条例について説
明させていただきます。

提案理由としまして、我が国は人類史上初めてと言っていい人口減少と超高齢化が同時
進行する社会へ突入し、その状況に対応した根本的な構造変化が求められております。更
にいきすぎた市場中心主義が招いた経済危機は、我が国のみならず世界の経済に大きな影
響を与えております。こうした中で、我が国の財政は国債発行残高などの累増などにより

危機的な状況に陥っております。

このような状況の中、国民の税制に対する不信感、不公平感の高まりを払拭し、時代の変化に適応し、かつ、国民が信頼できる税制を構築するためには納税者視点を明確にし、納税者の立場に立って公平、透明の納得の原則の下、税制全般を見直さなければならないところであります。

こうした基本的な考えの下、厳しい財政状況を踏まえつつ、支え合う社会の実現に必要な財源を確保し、我が国の構造変化に適応した税制を構築していく観点から、国税、地方税を一体とした税制改革が行われました。

改正内容としましては、個人住民税において年少扶養、0歳から15歳控除の廃止後における年少扶養情報の収集を現行の収集の仕組みを維持して、個人住民税の非課税限度額制度に活用できるよう地方税法に規定されました。また、非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得、譲渡所得等の非課税処置が創設されました。

法人住民税、固定資産税につきましては、地方税法及び関係法令の改正に伴う規定の整備がなされました。

また、市町村たばこ税の税率が平成22年10月1日から変更されまして、旧3級品以外につきましては、千本当たり3,298円から4,618円に。旧3級品につきましては、千本当たり1,564円から2,190円に改正されました。それでは本文の朗読は省略させていただき、新旧対照表により改正内容を説明させていただき、提案内容とさせていただきます。

新旧対照表1ページから2ページをお開きください。

第19条第1項。

上位法地方税法の改正に伴う項ずれによる規定の整備です。法人住民税等に係る還付加算金の起算日については、法人税の決定等を受けて法人住民税等の期限後申告を行い、その後減額更正を受けた場合について当該期限後申告に係る納付の日の翌日から還付加算金を計算するとされました。施行日は、22年10月1日です。

第31条第3項

上位法地方税法改正に伴う項ずれによる規定の整備。施行日は22年10月1日です。

3ページから4ページをお開きください。

第36条の3の2、第1項から第5項。

現行制度上、住民税の扶養控除適用に必要な情報は、所得税と一体的に収集されております。しかし、所得税の年少扶養控除の廃止によって所得税法上では、年少扶養親族の情報を収集しないこととなります。住民税では、非課税限度額制度、判定基準額の算定に活用するため、国税当局の協力を得て扶養親族の情報に関する現行の情報の仕組みを維持する。そのため、扶養親族の情報収集に関する根拠を地方税法に規定されました。施行日は23年1月1日です。

4ページから5ページ、第36条の3の3、第1項から第5項。

国税当局の協力を得て扶養親族の情報に関する現行の情報収集の仕組みを維持するため、扶養親族の情報収集に関する根拠を地方税法に規定されました。施行日は23年1月1

日です。

6 ページから 7 ページを御覧ください。

第 48 条第 1 項から第 4 項。上位法地方税法改正に伴う項ずれによる規定の整備です。
施行日は 22 年 10 月 1 日です。

7 ページから 8 ページ。第 50 条第 2 項、第 3 項。

上位法地方税法改正に伴う項ずれによる規定の整備。施行日は 22 年 10 月 1 日です。

9 ページをお開きください。

第 54 条第 6 項、第 7 項。地方開発事業団の削除及び規定の整備です。施行日は地方自治法の施行日です。

10 ページ、第 95 条を御覧ください。

旧 3 級品以外のたばこ税の税率が千本につき 3,298 円から 4,618 円に変更されました。
施行日は 22 年 10 月 1 日です。

11 ページをお開きください。附則第 16 条の 2。

旧 3 級品のたばこの税率については、千本当たり 1,564 円から 2,190 円に変更されました。施行日は 22 年 10 月 1 日です。

11 ページから 12 ページ。附則第 19 条の 3 第 1 項及び第 2 項。

満 20 歳以上の者で非課税口座内の少額上場株式等の配当譲渡益については 10 年以内に限り 1 人、1 年、1 口座、100 万円を超えない範囲で 24 年から 26 年の 3 年間非課税とされました。施行日は 25 年 1 月 1 日です。

12 ページから 15 ページ。附則第 20 条の 4 第 1 項から 3 項及び第 5 項、第 6 項。

租税条約等上位法改正に伴う規定の整備等の追加です。施行日は 22 年 6 月 1 日。

16 ページ。附則第 20 条の 5 第 1 項。

租税条約等上位法改正に伴う規定の整備等の追加です。施行日は 22 年 6 月 1 日です。
それでは議案第 1 号を朗読させていただきます。

議案第 1 号：安堵町税条例の一部を改正する条例について

安堵町税条例（昭和 29 年 5 月安堵村条例第 8 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成 22 年 5 月 11 日提出

安堵町長 島田悠紀夫

以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（吉田宏至） これより質疑を行います。

議長（吉田宏至） 質疑はありませんか。

議長（吉田宏至） 質疑なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより討論を行います。
討論はありませんか。

議長（吉田宏至） 討論なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより議案第1号について採決します。
この採決は、挙手によって行います。
議案第1号を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至） 挙手全員です。

議長（吉田宏至） よって議案第1号は原案のとおり可決されました。

議長（吉田宏至） 日程第7 議案第2号：「平成22年度安堵町一般会計補正予算（補正第1号）
について」を議題とします。
本案につき提案理由の説明を求めます。

総務課長（中野彰宏） はい、議長。

議長（吉田宏至） 中野総務課長。

総務課長（中野彰宏） 冒頭、最初町長より総務課長をこの4月1日仰せつかりました中野と言
います。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議案第2号を説明させていただきます。

議案第2号：平成22年度安堵町一般会計補正予算（補正第1号）について御説明いた
します。

今回の補正は446万1千円の減額補正でございます。補正内容であります。当初、
予算編成時には共済掛金の率が確定しておらず、今回市町村職員共済組合並びに公立学校
共済組合より共済掛金の率が確定した旨の通知を受けたことによるもの。また、4月の人
事異動に伴う人件費に係る増減が生じたもの及び町議会議員補欠選挙におけるポスター
掲示場設置委託費用の増額、また、身寄りのない独居老人の死亡による行旅死亡人に係る

葬祭等委託費を増額補正するものでございます。

それでは予算書の8ページをお開きください。

人事異動及び共済掛金率変更によりまして、議会費におきまして、目、議会費60万8千円の増額。

2番、総務費の一般管理費におきまして、610万円を減額。目2、財産管理費におきまして3千円の増額。目、トーク安堵カルチャーセンター管理費におきまして2万2千円の増額補正をするものでございます。

9ページを御覧ください。

これも人事異動によります。それと戸籍住民基本台帳費におきましてですね13万8千円の増額。選挙費におきまして、目、参議院議員選挙費におきまして3万5千円の増額補正するものでございます。目、町長選挙費の職員手当につきましては同じく人事異動によるものでございます。委託費につきましては町議会議員選挙におけるポスター掲示場の設置・撤去処理委託費及び読取機設定委託費で合わせて72万9千円の増額でございます。

続きまして民生費。目、医療対策費におきましては、730万8千円の増額。

続きまして介護保険事業費におきましては、5万9千円の増額です。これにつきましても共済掛金率等の変更によります介護保険特別会計への人件費分に充てる繰出金でございます。

10ページをお開きください。

これも人事異動及び共済掛金率変更によりますものでございます。目、ですね。保育園費におきまして470万円減額。衛生費の目、保健衛生総務費におきまして474万8千円減額するものでございます。目、環境衛生費につきましては、身寄りのない独居老人の死亡による行旅死亡人に係る葬祭等委託費21万円の増額。また、人事異動及び共済掛金率変更によります目、農業総務費におきまして58万6千円の増額でございます。

続きまして11ページを御覧ください。

これも人事異動及び共済掛金率の変更によります土木費の下水道費におきまして75万4千円の増額。下水道費特別会計への人件費分に充てる。これは繰出金でございます。

続きまして、教育費の目、事務局費におきまして36万9千円の増額。続きまして、社会教育総務費におきまして19万4千円の増額。続きまして歴史民俗資料館運営費におきまして5万4千円の増額補正でございます。

12ページを御覧ください。これにつきましても共済掛金率等の変更によりますところでございます。保健体育費の保健体育総務費におきまして1万8千円の増額補正でございます。以上でございます。

それでは議案書を朗読させていただきます。

議案第2号：平成22年度安堵町一般会計補正予算（補正第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、平成22年度安堵町一般会計補正予算（補正第1号）を別紙のとおり提出する。

平成 22 年 5 月 11 日提出

安堵町長 島田悠紀夫

補正予算書の 1 ページをお開きください。

議案第 2 号：平成 22 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 1 号）

平成 22 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 1 号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 446 万 1 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 27 億 1,753 万 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成 22 年 5 月 11 日提出

生駒郡安堵町長 島田悠紀夫

予算書の 2 ページをお開きください。

第一表 歳入歳出予算補正

歳入

款 17. 繰越金、項 1. 繰越金

補正前の額 851 万 2 千円、補正額 マイナス 446 万 1 千円、計 405 万 1 千円。

歳入合計

補正前の額 27 億 2,200 万円、補正額 マイナス 446 万 1 千円、計 27 億 1,753 万 9 千円。

3 ページをお開きください。

歳出

款 1. 議会費、項 1. 議会費

補正前の額 6,900 万 4 千円、補正額 60 万 8 千円、計 6,961 万 2 千円。

款 2. 総務費、項 1. 総務管理費

補正前の額 2 億 6,943 万 1 千円、補正額 マイナス 607 万 5 千円、計 2 億 6,335 万 6 千円。

項 3. 戸籍住民基本台帳費

補正前の額 3,477 万 1 千円、補正額 13 万 8 千円、計 3,490 万 9 千円。

項 4. 選挙費

補正前の額 1,342 万 3 千円、補正額 76 万 4 千円、計 1,418 万 7 千円。

款 3. 民生費、項 1. 社会福祉費

補正前の額 4 億 4,604 万 8 千円、補正額 736 万 7 千円、計 4 億 5,341 万 5 千円。

項 2. 児童福祉費

補正前の額 2 億 7,693 万 2 千円、補正額 マイナス 470 万円、計 2 億 7,223 万 2 千円。

款 4. 衛生費、項 1. 保健衛生費

補正前の額 5,691 万 6 千円、補正額 マイナス 453 万 8 千円、計 5,237 万 8 千円。

款 5. 農林水産業費、項 1. 農業費

補正前の額 9,560万2千円、補正額 58万6千円、計 9,618万8千円。

款 7. 土木費、項 3. 都市計画費

補正前の額 1億878万9千円、補正額 75万4千円、計 1億954万3千円。

4ページをお願いします。

款 9. 教育費、項 1. 教育総務費

補正前の額 4,968万2千円、補正額 36万9千円、計 5,005万1千円。

項 5. 社会教育費

補正前の額 5,158万2千円、補正額 24万8千円、計 5,183万円。

項 6. 保健体育費

補正前の額 3,534万8千円、補正額 1万8千円、計 3,536万6千円。

歳出合計

補正前の額 27億2,200万円、補正額マイナス 446万1千円、計 27億1,753万9千円。

次の5ページ以降、歳入歳出補正予算事項別明細書以降につきましては、先程の説明と重複いたしますので、省略させていただきます。どうぞ御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（吉田宏至） これより質疑を行います。

議長（吉田宏至） 質疑はありませんか。

議長（吉田宏至） 質疑なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（吉田宏至） 討論なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより議案第2号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第2号を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至） 挙手全員です。

議長（吉田宏至） よって議案第2号は原案のとおり可決されました。

議長（吉田宏至） 日程第 8 議案第 3 号：「平成 22 年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第 1 号）について」を議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

建設課長（古川秀彦） はい、議長。

議長（吉田宏至） 古川建設課長。

建設課長（古川秀彦） この 4 月に建設課長の任に配しました古川です。よろしく申し上げます。

それでは、議案第 3 号：平成 22 年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第 1 号）について御説明させていただきます。

議案書の 7 ページをお開きください。

今回の補正は、共済組合への負担金の基礎数値等の変更となったためによる退職手当組合負担金の増額分としての 2 万円と、4 月の人事異動に伴う人件費に係る給料、職員手当等及び共済費の増額分としての 73 万 4 千円でございます。これによる歳入歳出予算総額は、3 億 4,615 万 4 千円となります。

それでは議案第 3 号を朗読させていただきます。

議案第 3 号：平成 22 年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第 1 号）について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定に基づき、平成 22 年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第 1 号）を別紙のとおり提出する。

平成 22 年 5 月 11 日提出

安堵町長 島田悠紀夫

続きまして、予算書 1 ページをお開きください。

議案第 3 号：平成 22 年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 22 年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 75 万 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 4,615 万 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成 22 年 5 月 11 日提出

生駒郡安堵町長 島田悠紀夫

続きまして、2ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款4. 繰入金、項1. 一般会計繰入金

補正前の額 9,807万3千円、補正額 75万4千円、計 9,882万7千円。

歳入合計

補正前の額 3億4,540万円、補正額 75万4千円、計 3億4,615万4千円。

続きまして、3ページをお開きください。

歳出

款1. 下水道事業費、項1. 下水道費

補正前の額 2,423万6千円、補正額 2万円、計 2,425万6千円。

項2. 下水道建設費

補正前の額 1億9,980万1千円、補正額 73万4千円、計 2億53万5千円。

歳出合計

補正前の額 3億4,540万円、補正額 75万4千円、計 3億4,615万4千円。

4ページ以降の事項別明細書につきましては省略させていただきます。

下水道特別会計補正予算につきましては以上でございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（吉田宏至） これより質疑を行います。

議長（吉田宏至） 質疑はありませんか。

議長（吉田宏至） 質疑なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（吉田宏至） 討論なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより議案第3号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第3号を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至） 挙手全員です。

議長（吉田宏至） よって議案第3号は原案のとおり可決されました。

議長（吉田宏至） 日程第9 議案第4号：「平成22年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第1号）について」を議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

4番（森田 瞳） 議長。

議長（吉田宏至） 森田議員。

4番（森田 瞳） 議案第4号、この介護保険特別会計3万5千円の補正、そして議案第5号、介護保険特別会計、これは介護サービス事業勘定ですが2万4千円の補正、先程の補正の内容が性格的に同じと思われますので、一括議題、説明、どうぞございますか。

議長（吉田宏至） 只今、森田議員から一括議題で説明という形でございましたが、皆さんそれで承認いただけますでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田宏至） それでは、一括議題とさせていただきます。

理事（吉岡 勉） はい、議長。

議長（吉田宏至） 吉岡理事。

理事（吉岡 勉） ありがとうございます。それでは議案第4号、議案第5号を一括提案させていただきます。

先程来から説明ありますように、この補正予算の理由といたしまして、共済掛金の率が確定したということと、人事異動に伴いまして、それらに係る各項の変更が生じたこととございます。

それでは、議案第4号の7ページお聞きください。

これも同様に歳出の部、地域支援事業費の中で介護予防ケアマネジメント事業で3万5千円の増額補正。

歳入、前のページ、6 ページでございますが、歳入でその一般会計からの繰り入れの補正でございます。

それでは議案書を朗読させていただきます。

議案第 4 号：平成 22 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第 1 号）について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定に基づき、平成 22 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第 1 号）を別紙のとおり提出する。

平成 22 年 5 月 11 日提出

安堵町長 島田悠紀夫

次のページ、補正予算書の 1 ページでございます。

議案第 4 号を朗読させていただきます。

議案第 4 号：平成 22 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第 1 号）（保険事業勘定）でございます。

平成 22 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 万 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 1,103 万 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成 22 年 5 月 11 日提出

生駒郡安堵町長 島田悠紀夫

次のページお開きください。

第一表 歳入歳出予算補正

歳入の部でございます。

款 9. 繰入金、項 1. 一般会計繰入金

補正前の額 7,119 万 3 千円、補正額 3 万 5 千円、計 7,122 万 8 千円。

歳入合計

補正前の額 5 億 1,100 万円、補正額 3 万 5 千円、計 5 億 1,103 万 5 千円。

次のページ、歳出の部でございます。

款 4. 地域支援事業費、項 2. 包括的支援事業・任意事業費

補正前の額 1,037 万 7 千円、補正額 3 万 5 千円、計 1,041 万 2 千円。

歳出合計

補正前の額 5 億 1,100 万円、補正額 3 万 5 千円、計 5 億 1,103 万 5 千円でございます。

後のページにつきましては、省略させていただきます。

それから、議案第 5 号でございます。

議案第 5 号の方の 7 ページお開きください。

歳出の部でございます。

事業費といたしまして、介護予防サービス事業費 2 万 4 千円の増額。これも共済組合掛金の改正によるものでございます。

6 ページの方でございます。その歳入でございます。

財源といたしまして、一般会計からの繰入金 2 万 4 千円を計上しております。

それでは議案書の表に戻りまして、議案第 5 号を朗読させていただきます。

平成 22 年度安堵町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（補正第 1 号）について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定に基づき、平成 22 年度安堵町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（補正第 1 号）を別紙のとおり提出する。

平成 22 年 5 月 11 日提出

安堵町長 島田悠紀夫

次のページお開きください。

補正予算書の 1 ページの議案第 5 号でございます。

平成 22 年度安堵町介護保険特別会計補正予算（補正第 1 号）（介護サービス事業勘定）

平成 22 年度安堵町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（補正第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 万 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,494 万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成 22 年 5 月 11 日提出

生駒郡安堵町長 島田悠紀夫

次のページお開きください。

第一表 歳入歳出予算補正

歳入の部でございます

款 2. 繰入金、項 1. 一般会計繰入金

補正前の額 355 万 7 千円、補正額 2 万 4 千円、計 358 万 1 千円。

歳入合計

補正前の額 647 万円、補正額 2 万 4 千円、計 649 万 4 千円。

次のページ 3 ページの歳出の部でございます。

款 1. 事業費、項 1. 介護予防サービス事業費

補正前の額 634 万 4 千円、補正額 2 万 4 千円、計 636 万 8 千円。

歳出合計

補正前の額 647 万円、補正額 2 万 4 千円、計 649 万 4 千円でございます。

以下、省略させていただきます、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（吉田宏至） これより議案第 4 号の質疑を行います。

議長（吉田宏至） 質疑はありませんか。

議長（吉田宏至） 質疑なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（吉田宏至） 討論なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより議案第 4 号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第 4 号を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至） 挙手全員です。

議長（吉田宏至） よって議案第 4 号は原案のとおり可決されました。

議長（吉田宏至） 続きまして、議案第 5 号の質疑を行います。

議長（吉田宏至） 質疑はありませんか。

議長（吉田宏至） 質疑なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（吉田宏至） 討論なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより議案第5号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第5号を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至） 挙手全員です。

議長（吉田宏至） よって議案第5号は原案のとおり可決されました。

議長（吉田宏至） 以上で行政側からの提案事項は全て終了しました。

暫時休憩します。よろしくお願いいたします。

（暫時休憩）

11時 8分

11時20分

副議長（岡田裕明） 休憩前に引き続き再開します。

副議長（岡田裕明） 只今、吉田宏至議長から、議長の辞職願が提出されています。

お諮りします。

「議長辞職について」を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（岡田裕明） 異議なしと認めます。

「議長辞職について」を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定しました。

副議長（岡田裕明） 追加日程第1：「議長辞職について」を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、11番、吉田宏至議員の退場を求めます。

（吉田議員 退場）

副議長（岡田裕明） 職員に辞職願を朗読させます。

議会事務局長（近藤善敬） 失礼いたします。

それでは、辞職願を朗読させていただきます。

平成22年5月11日

安堵町議会副議長 岡田裕明 殿

安堵町議会議長 吉田宏至

辞職願

この度、議員申し合わせにより議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。
以上でございます。

副議長（岡田裕明） お諮りします。

吉田宏至議員の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（岡田裕明） 異議なしと認めます。

吉田宏至議員の議長の辞職を許可することに決定しました。

（職員が吉田議員を議場へ案内する。）

（吉田議員、議席へ着席）

副議長（岡田裕明） 吉田宏至議員にお知らせします。

只今議題とされました議長辞職については許可されました。

副議長（岡田裕明） 只今、議長が欠けました。

お諮りします。

「議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第2として、直ちに選挙を行いたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（岡田裕明） 異議なしと認めます。

「議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第2として、直ちに選挙を行うことに決定しました。

副議長（岡田裕明） 追加日程第2：「議長の選挙」を行います。

副議長（岡田裕明） お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（岡田裕明） 全員「異議なし」と認めます。

選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

副議長（岡田裕明） お諮りします。

指名の方法については、副議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（岡田裕明） 異議なしと認めます。

よって副議長が指名することに決定しました。

議長に 森田 瞳議員を指名します。

副議長（岡田裕明） お諮りします。

只今、指名しました 森田 瞳 議員を議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（岡田裕明） 「異議なし」と認めます。

よって、只今指名しました 森田 瞳議員が当選されました。

副議長（岡田裕明） 只今、議長に当選されました 森田 瞳 議員が議場におられますので、本席から会議規則第 30 条第 2 項の規定によって、当選の告知をいたします。

森田 瞳 議員より当選の承諾及び就任のごあいさつをお願いします。

（当選人発言を求む）

（森田議員 登壇）

新議長（森田 瞳） 只今、議員皆様方の御推選頂戴いたしまして、議長職をお引き受けさせていただくことになりました 森田でございます。

何分、浅学非才な身でございます。一議員として、また、同僚皆様方議員の全体の御協力を得ながら、安堵町町政発展のために万全を尽くし、そしてまた、精一杯努力してまいりる覚悟でございます。よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

副議長（岡田裕明） ありがとうございます。

それでは、只今より事務局長から議長章をお渡しすることにします。

（議長章授与）

副議長（岡田裕明） これで議長と交代をさせていただきます。

議事運営に御協力をいただきまして、ありがとうございました。

森田議長。議長席にお着き願います。

（森田議長、議長席に着く）

議長（森田 瞳） 只今、岡田裕明副議長から、副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

「副議長辞職について」を日程に追加し、追加日程第3として、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

「副議長辞職について」を日程に追加し、追加日程第3として、直ちに議題とすることに決定しました。

議長(森田 瞳) 追加日程第3:「副議長辞職について」を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、岡田議員の退場を求めます。

(岡田裕明議員 退場)

議長(森田 瞳) 職員に辞職願を朗読させます。

議会事務局長(近藤善敬) 失礼いたします。

平成22年5月11日

安堵町議会議長 殿

安堵町議会副議長 岡田裕明

辞職願

この度、議員申し合わせにより副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。
以上でございます。

議長(森田 瞳) お諮りします。

岡田議員の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

岡田議員の副議長の辞職を許可することに決定しました。

(職員が岡田議員を議場に案内する。)

(岡田裕明議員、議席へ着席)

議長(森田 瞳) 岡田議員にお知らせします。

只今議題とされました副議長辞職については、許可されました。

議長（森田 瞳） 只今、副議長が欠けました。

お諮りします。

「副議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第4として直ちに選挙を行いたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

「副議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第4として、直ちに選挙を行うことに決定しました。

議長（森田 瞳） 追加日程第4：「副議長の選挙」を議題とします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 全員「異議なし」と認めます。

選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

議長（森田 瞳） お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。
よって議長が指名することに決定しました。
副議長に 溝脇久利議員を指名します。

議長（森田 瞳） お諮りします。
只今指名しました 溝脇久利議員を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 「異議なし」と認めます。
よって、只今指名しました 溝脇 議員が当選されました。

議長（森田 瞳） 只今、副議長に当選されました 溝脇議員が議場におられますので、会議規則第 30 条第 2 項の規定によって、当選の告知をします。
溝脇 議員より承諾及び就任のご挨拶をお願いします。

（溝脇議員 登壇）

新副議長（溝脇久利） 溝脇久利でございます。
只今、議員各位のご推挙をいただきまして、副議長として担うことになりました。誠に
光栄に存じます。
私、何分、本当に学歴等未経験でございます。皆様方の御協力、御指導をいただきまし
て、また、議長の補佐役として頑張りたいと思います。
どうか皆様のご指導、ご鞭撻を心からお願いして、ごあいさつといたします。
皆さんどうもありがとうございます。

議長（森田 瞳） お諮りします。
「常任委員会委員の選任について」を日程に追加し、追加日程第 5 として、直ちに議題
とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

「常任委員会委員の選任について」を日程に追加し、追加日程第5として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第5：「常任委員会委員の選任について」を議題とします。

全員による協議を行います。暫時休憩します。

休 憩

午前11時33分

午前11時37分

議長（森田 瞳） 休憩前に引き続き再開します。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、議長が指名させていただくことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

それでは指名します。

総務産業建設常任委員に

安井 修議員、 山岡 敏議員、 岡田裕明議員、
吉田忠世議員、 松本正弘議員、 吉田宏至議員以上6人を、

文教厚生常任委員に 森田 瞳議員、 松田和代議員、 溝脇久利議員、
田中幹男議員、 溝本 隆議員以上5人を、

それぞれ選任したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって、只今指名しましたとおり各委員を選任することに決定しました。

各委員の皆様方には、よろしくお願ひします。

議長（森田 瞳） お諮りします。

「議会運営委員会委員の選任について」を日程に追加し、追加日程第6として、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

「議会運営委員会委員の選任について」を日程に追加し、追加日程第6として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第6：「議会運営委員会委員の選任について」を議題とします。

議長（森田 瞳） お諮りします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項により、議長が指名させていただくことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

それでは指名します。

議会運営委員会委員に 山岡 敏議員、 岡田裕明議員、 吉田忠世議員、
松田和代議員、 溝脇久利議員、 田中幹男議員

議長（森田 瞳） 以上6人を、それぞれ選任したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって只今指名しました議員を議会運営委員会委員に選任することに決定しました。

議長（森田 瞳） お諮りします。

「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を日程に追加し、追加日程第7として、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を日程に追加し、追加日程第7として、直ちに議題とすることに決定しました。

議長（森田 瞳） 追加日程第7：「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

議会運営委員長から、委員会において所管事務の事件について、会議規則第68条の規定により、お手元に配付しております申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

議長（森田 瞳） お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定されました。

議長（森田 瞳） 議会から報告を行います。

議会事務局長から報告をさせます。

議会事務局長（近藤善敬） それでは、私の方から報告いたします。

初めに、常任委員会正副委員長互選結果についてであります。

総務・産業建設常任委員会委員長に 松本正弘議員、

副委員長に 吉田忠世議員、

文教厚生常任委員会委員長に 田中幹男議員、

副委員長に 溝脇久利議員であります。

次に、議会運営委員会正副委員長互選結果についてであります、
議会運営委員会委員長に 山岡 敏議員、
副委員長に 田中幹男議員であります。
以上でございます。

議長（森田 瞳） 只今、事務局長から報告をさせましたとおりであります。
皆様方には、よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） 次に去る 2 月 9 日、吉田宏至議員が議会議員在職 15 年以上として全国町村
議会議長会より表彰を受けられました。

また、3 月 29 日、溝本 隆議員、吉田忠世議員、吉田宏至議員が在職 15 年以上として、
また、在職 10 年以上として私が奈良県町村議会議長会より表彰を受けられましたので、
ご披露させていただきます。

議長（森田 瞳） 次に、行政側からの連絡事項はございませんか。

住民課長（堀口善友） はい。議長。

議長（森田 瞳） 堀口住民課長。

住民課長（堀口善友） 住民課より報告させていただきます。

お手元に安堵子育て支援地域計画の計画書と概要版を置かせていただいております。安
堵町における次世代育成支援行動計画であります。安堵子育て支援地域計画が平成 17 年 3
月に 10 年計画として策定いたしておりますが、計画策定より前期の 5 箇年が経過し、平
成 22 年 3 月に見直しをかけ、今後 5 年間の後期計画を策定いたしました。平成 21 年 7
月に町長よりこの計画の策定協議会に対し、平成 22 年度以降の計画について諮問され、
平成 22 年 3 月にこの計画をもって安堵子育て支援地域計画の後期計画とする旨の答申を
いただき策定したものです。

「子どもが健やかに生まれ育つ安堵するまち」を目指し、この計画を推進していく所存
でございます。

議員の皆様方におかれましても、今後とも御指導、御協力賜りますことをお願いし、計
画書の配布をもって報告とさせていただきます。

ありがとうございます。

議長（森田 瞳） 他にございませんか。

議長（森田 瞳） これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成22年第1回安堵町議会臨時会を閉会します。

お疲れございました。

閉 会

11時45分
